

舞監第47号
令和5年2月10日

舞鶴市議会議長 上羽 和幸 様

舞鶴市監査委員 川口 孝文
舞鶴市監査委員 濱野 淳郎
(公印省略)

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和4年12月21日に提出された住民監査請求については、合議により次のとおり決定したので通知する。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、以下のとおり却下する。

1 請求の概要

市は五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置工事を実施した。国の補助事業であることから、指名競争入札（不落選契）を行い、放送事業の設計経験が少ない建設技術研究所（以下「設計業者」という。）へ発注した。

設計業者は詳細設計が未完了（業務範囲の免許申請書が未完成）にも関わらず、その業務を令和2年2月28日に完了し、同日に市は検査を行ったとしている。設計業者は免許申請書の作成実績が無く正しく作成できないと自認しており、総務省近畿総合通信局への確認不足により中継局の偏波形式を垂直で設計し、免許書類は水平偏波でないと認可できないと指摘を受け、大幅な設計変更が発生し放送区域も変更となった。

放送設備に精通しない市長公室広報広聴課が事業を担当し、業務発注や不適切な設計監督をしたことも後々の問題の原因となった。

加佐地区でFM放送を聞くことができなかつたのは、詳細設計等の成果物に契約不適合があつたためである。追加工事の費用は設計業者が負担するのが筋であり、市は設計業者に請求すべきである。

FMまいづる（以下「放送事業者」という。）の調査で、設計業者は放送設備の設計能力や経験が十分でないことが初期の段階で判明した。令和2年4月、市は詳細設計報告書を放送事業者に提出、放送事業者が同報告書を確認したところ多くの齟齬や不十分

な設計が発見され、市に報告した。市はこの確認結果を設計業者に通知し、一部の図面や数値が訂正・修正された。

免許申請前の令和2年10月、同通信局から中継局の無線中継回線の受信レベルが基準値を下回るのではないかと指摘を受け、放送事業者は第三者による再検討を市に提案したが、担当者は工期を理由に再検討を行わなかった。工事が進捗した令和3年5月に試験電波を発射した結果、受信はできなかった。

その解決策として、中継局の近くに受信塔を立て五老ヶ岳の固定局と無線でつなぎ、受信塔と中継局とを無線で結びFM放送を送信するという追加工事を1990万円の補正予算を組み実施した。

設計業者の詳細設計(選定場所と中継回線設計)は適切ではなく、不適当な業者選定であった。設計を立ち止まり再検討していれば、余計な公金支出を免れることができたはずである。特殊な電波工事において、経験が少ない設計業者を選定した不透明さも問題であった。設計業者の不適格性や業務内容の問題点を認識しながら、再検討せずに公金を支出したことは違法である。

契約不適合の責任追及をせずに、追加工事に公金を支出することは違法不当であり、設計業者、市責任者に対し追加工事費用の不当利得返還請求又は損害賠償請求の勧告を求めるとともに、その行使を怠たる事実が違法不当であることの確認を求める。

2 判断に至った理由

法第242条第1項は、地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な支出又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え住民が監査を求め、被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求できる住民監査請求について規定し、第2項は「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、監査請求の期間の制限を定めている。

昭和62年の最高裁判所の判例では、「普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして法242条1項の規定による住民監査請求があつた場合に、右監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもつて財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあつた日又は終わつた日を基準として同条2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。けだし、法242条2

項の規定により、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過した後にされた監査請求は不適法とされ、当該行為の違法是正等の措置を請求することができないものとしているにもかかわらず、監査請求の対象を当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使という怠る事実として構成することにより同項の定める監査請求期間の制限を受けずに当該行為の違法是正等の措置を請求し得るものとすれば、法が同項の規定により監査請求に期間制限を設けた趣旨が没却されるものといわざるを得ないからである。」と判示されている。

詳細設計業務契約に係る怠る事実の基準となる日は、市が成果物の引き渡しを受け契約が終わつた令和2年2月28日である。同契約完了後の試験電波の発射（令和3年5月）等の業務は別の契約によって行われている。

これらについて住民が知りえなかつたとしても、住民が相当の注意力をもつて調査し客観的にみて監査請求を行使できるようになったのは、後述の住民監査請求からも令和3年6月の新聞報道や9月の市議会定例会等であり、既に法の請求期間を徒過している。

以上のことから、本件は法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

なお、本件については、コミュニティFM中継局設置等調査・基本設計業務及び施設詳細設計業務等の住民監査請求を令和4年3月29日に受理し、5月25日に監査結果を公表したことを探える。